

～保育所保育料等の算定方法について～

1. 算定するにあたって必要な書類

保育所保育料等を決定する場合には、市町村民税額の所得割額と均等割額から計算を行っています。市町村民税額を確認するためには、以下の書類が必要となります。各書類について、黄色塗りされている部分が、主に算定時に利用する項目となります。

①市民税・県民税 税額決定通知書（明細書①部分）

6月頃市町村より送付されます。

給料から天引き（特別徴収）される方は、②が就労先から配布されます。

所得金額		所得控除額		税額		市民税	県民税	税額控除
給与収入金額	雑損控除	医療費控除	山林所得	総所得	均等割額			
営業所得	小規模企業共済	社会保険料控除	分離短期譲渡所得	所得割額	均等割額			
農業所得	生命保険料控除	地震保険料控除	分離長期譲渡所得	均等割額	均等割額			
不動産所得	障害・寡・ひ・勤		株式等譲渡所得	均等割額	均等割額			
利子所得	配偶者控除		上場株式等の配当所得	均等割額	均等割額			
配当所得	配偶者特別控除		先物取引所得	均等割額	均等割額			
公的収入金額	扶養控除		特例肉用牛所得	均等割額	均等割額			
年金等所得金額	基礎控除		税額控除額	均等割額	均等割額			
業務	所得控除計		課税標準額	均等割額	均等割額			
その他			総所得金額	均等割額	均等割額			
雑所得			山林所得	均等割額	均等割額			
短期・長期・一時所得			分離短期譲渡所得	均等割額	均等割額			
損失の繰越控除額			分離長期譲渡所得	均等割額	均等割額			
総所得金額			株式等譲渡所得	均等割額	均等割額			
山林所得			上場株式等の配当所得	均等割額	均等割額			
分離短期譲渡所得			先物取引所得	均等割額	均等割額			
分離長期譲渡所得			特例肉用牛所得	均等割額	均等割額			
株式等譲渡所得				均等割額	均等割額			
上場株式等の配当所得				均等割額	均等割額			
先物取引所得				均等割額	均等割額			
特例肉用牛所得				均等割額	均等割額			

②市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

給料から天引き（特別徴収）される方は、就労先から5月末までに、この通知書が配布されます。

所得	給与収入 (所得金額調整控除後)	主たる給与以外の合算	所得区分	総所得金額①
所得控除	雑損	医療費	障害・寡・ひ・勤	配偶者特別
	社会保険料	小規模企業共済	扶養	基礎
	生命保険料	地震保険料	所得控除合計②	
市民税	税額控除前所得割額④			
税	税額控除額⑤			
税	所得割額⑥			
税	均等割額⑦	納付額		
税	税額控除前所得割額④	6月分		
税	税額控除額⑤	7月分		
税	所得割額⑥	8月分		
税	均等割額⑦	9月分		
税	特別徴収税額⑧	10月分		
税	控除不足額⑨	11月分		
税	既充当額⑩	12月分		
税	既納付額⑪	1月分		
税	差引納付額(⑧-⑩-⑪)	2月分		
税	変更前税額⑫	3月分		
税	増減額(⑫-⑬)	4月分		
税	変更月	5月分		

③市民税・県民税 課税所得証明書

該年度の1月1日に住民登録があった市町村の住民税担当部署で発行することが可能です。

(例：令和5年度の証明書の場合、令和5年1月1日に住民登録のあった市町村にて発行)

令和 年度 (令和 年中所得)		市 県 民 税 課 税 所 得 証 明 書		江南市証明書 号	
住 所					
氏 名				生年月日	
令和 年分所得					
合 計 所 得 金 額		所 得 控 除 計		税 額 控 除 前 所 得 割	市 民 税
所 得 の 内 訳		控除対象配偶者		税 額	【 以下余白 】
		配 偶 者 特 別 控 除			
		特 定			
		扶 養 老 人			
		他			
		控 除 【 以下余白 】			
		特 別			
		扶 養 他			
		除 本 人 障 害			
		寡・ひ・勤			
	基 礎 控 除		減 免 前 所 得 割		
	【 以下余白 】		所 得 割 減 免		
			所 得 割		
			軽 減 前 均 等 割		
			均 等 割 軽 減		
			減 免 前 均 等 割		
			均 等 割 減 免		
			均 等 割		
給 与 収 入		課 税 標 準 計		市 県 民 税 額	
う ち 専 従 者 給 与 収 入		課 税 総 所 得		控 除 不 足 額	
公 的 年 金 収 入		課 税 総 所 得		16 歳 未 満 の 扶 養 親 族 の 数	
		課 税 山 林 所 得		同 一 生 計 配 偶 者 (控 除 対 象 配 偶 者 除 く) :	
		【 以下余白 】			

※証明書内の項目内容や、その他記載内容は、対象者によって異なります。

2. 算定方法

保育所保育料等は、父母の市町村民税の合計額で決定します。

まずは、それぞれの書類において、「所得割額」若しくは「所得割」と記載されている項目の金額を確認してください。

《算定にあたって注意する点》

父母の市町村民税が非課税の場合は、同居の祖父母がいる場合、どちらかを「家計の主宰者」として合算します。

また、父母が離婚している場合でも、児童と同居している方（祖父母など）、または親権を有する方は保育所保育料算定上の扶養義務者となる場合があります。ひとり親世帯であっても、生計を一つとしていると考えられる同居人（内縁の妻や夫など）がある場合には、その方も扶養義務者とみなし、算定根拠に含めます。保育所保育料を決定する際、調整控除額以外の税額控除は適用しません。（住宅ローン控除や、ふるさと納税などで適用される寄付金控除がある場合には、その控除前の額で算定されます）

例えば、父、母の所得割額が、以下の場合を考えてみましょう。

【ケース1】ひとり親等対象世帯ではない

父の所得割額 123,000 円 母の所得割額 68,000 円

対象児童は 標準時間2歳児（第1子）

世帯の所得割合計額は 191,000 円となります。

この合計額を、保育所保育料徴収基準表にあてはめます。

徴収基準表には、上段の「ひとり親等対象世帯」と、下段の「上記以外」の2つがありますが、今回はひとり親等対象世帯ではないため、下段の表にあてはめます。

3歳児未満、標準時間、第1子の条件から、191,000 円の行を確認すると、以下のように、保育料は 50,000 円であることが確認できます。

上記以外	保育所保育料 (月額/円)											
	3歳児以上						3歳児未満					
	標準時間			短時間			標準時間			短時間		
	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
生活保護世帯	0											
市町村民税非課税世帯	0											
市町村民税課税世帯(均等割の額のみ)	0						9,200	4,600	0	8,200	4,100	0
所得割課税額(円) 1 ~ 4,999	0						12,200	6,100	0	10,700	5,350	0
" 5,000 ~ 48,599	0						14,200	7,100	0	12,200	6,100	0
" 48,600 ~ 57,699	0						15,000	7,500	0	12,900	6,450	0
" 57,700 ~ 59,999	0						15,000	7,500	0	12,900	6,450	0
" 60,000 ~ 71,999	0						17,400	8,700	0	15,200	7,600	0
" 72,000 ~ 83,999	0						20,500	10,250	0	18,200	9,100	0
" 84,000 ~ 96,999	0						25,800	12,900	0	23,400	11,700	0
" 97,000 ~ 119,999	0						33,300	16,650	0	30,800	15,400	0
" 120,000 ~ 149,999	0						38,000	19,000	0	35,500	17,750	0
" 150,000 ~ 179,999	0						43,800	21,900	0	41,300	20,650	0
" 180,000 ~ 219,999	0						50,000	25,000	0	47,500	23,750	0
" 220,000 ~ 269,999	0						53,400	26,700	0	50,900	25,450	0
" 270,000 ~ 329,999	0						57,200	28,600	0	54,700	27,350	0
" 330,000 ~ 396,999	0						57,500	28,750	0	55,000	27,500	0
" 397,000以上	0						58,500	29,250	0	56,000	28,000	0

【ケース2】ひとり親等対象世帯である

親の所得割額 32,400 円

対象児童は 標準時間4歳児（第1子）

標準時間2歳児（第2子）

標準時間1歳児（第3子）

※ 3人きょうだい全員が在園している

世帯の所得割合計額は 32,400 円となります。

今回は、ひとり親等対象世帯のため、上段の表にあてはめますが、4歳児は保育所保育料が無償化のため、給食費が発生します。

3歳児以上、標準時間、第1子の条件から、所得割額 32,400 円の行を確認すると、「主食費 950」と記載されています。この場合、副食費は免除となり、主食費である 950 円が発生する給食費となります。

給食費(主食費+副食費)												
	3歳児以上						3歳児未満					
	標準時間			短時間			標準時間			短時間		
	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
生活保護世帯	主食費 950						主食費、副食費ともに 保育料に含まれる 0					
所得割課税額	~ 57,699											
"	57,700以上	主食費+副食費 5,450	主食費 950	主食費+副食費 5,450	主食費 950							

次に第2子以降の児童を確認しましょう。

3歳児未満、標準時間、第2子の条件から、32,400 円の行を確認、

3歳児未満、標準時間、第3子の条件から、32,400 円の行を確認すると、

2人の児童は、保育所保育料が共に0円であることが確認できます。

ひとり親等対象世帯												(月額/円)		
保育所保育料														
	3歳児以上						3歳児未満							
	標準時間			短時間			標準時間			短時間				
	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子		
生活保護世帯														
市町村民税非課税世帯														
市町村民税課税世帯(均等割の額のみ)							0	0	0	0	0	0		
所得割課税額(円) 1 ~ 4,999							5,500	0	0	5,000	0	0		
" 5,000 ~ 48,599							6,200	0	0	5,600	0	0		
" 48,600 ~ 59,999							7,000	0	0	6,300	0	0		
" 60,000 ~ 71,999							7,900	0	0	7,100	0	0		
" 72,000 ~ 77,100							8,900	0	0	8,000	0	0		
" 77,101 ~ 83,999							20,500	10,250	0	18,200	9,100	0		
" 84,000 ~ 96,999							25,800	12,900	0	23,400	11,700	0		
" 97,000 ~ 119,999							33,300	16,650	0	30,800	15,400	0		
" 120,000 ~ 149,999							38,000	19,000	0	35,500	17,750	0		
" 150,000 ~ 179,999							43,800	21,900	0	41,300	20,650	0		
" 180,000 ~ 219,999							50,000	25,000	0	47,500	23,750	0		
" 220,000 ~ 269,999							53,400	26,700	0	50,900	25,450	0		
" 270,000 ~ 329,999							57,200	28,600	0	54,700	27,350	0		
" 330,000 ~ 396,999							57,500	28,750	0	55,000	27,500	0		
" 397,000以上							58,500	29,250	0	56,000	28,000	0		

【ケース3】ひとり親等対象世帯ではない

父の所得割額 28,000 円 母の所得割額 79,000 円

対象児童は 短時間2歳児（第2子）

短時間1歳児（第3子）

※ 第1子は小学生の兄

まず、世帯の所得割合計額は 107,000 円となります。

きょうだいがいる場合に、第〇子とカウントする場合、世帯の所得割合計額が 57,700 円未満（ひとり親等対象世帯の場合は 77,101 円未満）の場合には、単純に上から何番目の児童か、というカウントとなります。

但し、世帯の所得割合計額が 57,700 円以上（ひとり親等対象世帯の場合は 77,101 円以上）の場合には、在園している児童のみでカウントを行う必要があります。

このケースの場合、2歳児の児童は世帯内において第2子ですが、世帯所得割合計額が、107,000 円 \geq 57,700 円のため、保育料算定では、第1子とカウントされます。

よって、短時間2歳児（第2子）→算定上は 短時間2歳児（第1子）

短時間1歳児（第3子）→算定上は 短時間1歳児（第2子）

となるため、以下のとおり、2歳児の児童は 30,800 円の保育料、1歳児の児童は 15,400 円の保育料となります。

上記以外	保育所保育料											(月額/円)		
	3歳児以上						3歳児未満							
	標準時間			短時間			標準時間			短時間				
	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子		
生活保護世帯														
市町村民税非課税世帯														
市町村民税課税世帯(均等割の額のみ)							9,200	4,600	0	8,200	4,100	0		
所得割課税額(円) 1 ~ 4,999							12,200	6,100	0	10,700	5,350	0		
" 5,000 ~ 48,599							14,200	7,100	0	12,200	6,100	0		
" 48,600 ~ 57,699							15,000	7,500	0	12,900	6,450	0		
" 57,700 ~ 59,999							15,000	7,500	0	12,900	6,450	0		
" 60,000 ~ 71,999							17,400	8,700	0	15,200	7,600	0		
" 72,000 ~ 83,999							20,500	10,250	0	18,200	9,100	0		
" 84,000 ~ 96,999							25,800	12,900	0	23,400	11,700	0		
" 97,000 ~ 119,999							33,300	16,650	0	30,800	15,400	0		
" 120,000 ~ 149,999							38,000	19,000	0	35,500	17,750	0		
" 150,000 ~ 179,999							43,800	21,900	0	41,300	20,650	0		
" 180,000 ~ 219,999							50,000	25,000	0	47,500	23,750	0		
" 220,000 ~ 269,999							53,400	26,700	0	50,900	25,450	0		
" 270,000 ~ 329,999							57,200	28,600	0	54,700	27,350	0		
" 330,000 ~ 396,999							57,500	28,750	0	55,000	27,500	0		
" 397,000以上							58,500	29,250	0	56,000	28,000	0		

【ケース4】ひとり親等対象世帯である

親の所得割額 41,000 円

対象児童は 短時間3歳児（第2子）

短時間1歳児（第3子）

※ 第1子は小学生の兄

まず、世帯の所得割合計額は41,000円となります。

きょうだいがいる場合に、第〇子とカウントする場合、世帯の所得割合計額が57,700円未満（ひとり親等対象世帯の場合は77,101円未満）の場合には、単純に上から何番目の児童か、というカウントとなります。

但し、世帯の所得割合計額が57,700円以上（ひとり親等対象世帯の場合は77,101円以上）の場合には、在園している児童のみでカウントを行う必要があります。

このケースの場合、3歳児の児童は世帯内において第2子ですが、世帯所得割合計額が、41,000円 ≤ 77,101円のため、保育料算定でも、第2子とカウントされます。よって、以下のとおり3歳児の児童は、副食費は免除となり、主食費である950円が給食費となります。

		給食費(主食費+副食費)											
		3歳児以上						3歳児未満					
		標準時間			短時間			標準時間			短時間		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
生活保護世帯		主食費 950						主食費、副食費ともに 保育料に含まれる 0					
所得割課税額	～ 77,100												
"	77,101以上	主食費+副食費 5,450	主食費 950	主食費+副食費 5,450	主食費 950								

また、1歳児の児童は、第3子としてカウントされるため、以下のとおり0円となります。

ひとり親等対象世帯		保育所保育料											(月額/円)
		3歳児以上						3歳児未満					
		標準時間			短時間			標準時間			短時間		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
生活保護世帯													
市町村民税非課税世帯													
市町村民税課税世帯(均等割の額のみ)								0	0	0	0	0	0
所得割課税額(円) 1～4,999								5,500	0	0	5,000	0	0
" 5,000～48,599								6,200	0	0	5,600	0	0
" 48,600～59,999								7,000	0	0	6,300	0	0
" 60,000～71,999								7,900	0	0	7,100	0	0
" 72,000～77,100								8,900	0	0	8,000	0	0
" 77,101～83,999								20,500	10,250	0	18,200	9,100	0
" 84,000～96,999								25,800	12,900	0	23,400	11,700	0
" 97,000～119,999								33,300	16,650	0	30,800	15,400	0
" 120,000～149,999								38,000	19,000	0	35,500	17,750	0
" 150,000～179,999								43,800	21,900	0	41,300	20,650	0
" 180,000～219,999								50,000	25,000	0	47,500	23,750	0
" 220,000～269,999								53,400	26,700	0	50,900	25,450	0
" 270,000～329,999								57,200	28,600	0	54,700	27,350	0
" 330,000～396,999								57,500	28,750	0	55,000	27,500	0
" 397,000以上								58,500	29,250	0	56,000	28,000	0

この他には、「第三子保育料無料化等事業」という減免制度があります。

ホームページにおいても、保育料の減免として説明をしておりますが、本制度に該当する場合には、各保育園を通して、適用申請書をお渡ししておりますので、そちらをご提出ください。